

新潟市交通対策協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟市交通対策協議会補助金（以下「補助金」という）の交付については新潟市補助金等交付規則に定めるもののほか新潟市交通対策協議会補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は毎年度予算で定める額とする。

(交付申請)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付申請は毎年6月30日までに行なわなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第13条の規定による実績報告をしなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から実施し、昭和49年度分として交付する補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1	運営経費	会議諸経費、事務用品及び切手等の購入費
2	安全運動関係費	四季の交通安全運動をはじめ、日常活動においても官民合同により広く運動を展開するとともに、交通事故ゼロの日を推進する。
3	調査関係費	交通対策協議会のあり方等先進都市視察を実施してその強化を図る。